

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月11日

横浜市契約事務受任者
横浜市みどり環境局長 鈴木貴晶

1 契約の概要

磯子区杉田坪呑緑地において、令和7年8月末に道路への倒木が発生した。倒木処理後も道路や住宅に近接した周辺斜面に損傷木や危険木が残り、同様の災害が起こる危険性が非常に高かったため、緊急で特殊伐採等の作業を行った。

2 履行（納品）場所

磯子区杉田坪呑1013-1（杉田坪呑緑地）

3 契約日

令和7年9月18日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月28日まで

5 契約金額

¥19,219,178-

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区六ツ川4-1234

株式会社田澤園 代表取締役 田澤 重幸

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

斜面に危険木が残り、隣接する道路や民家に倒木する危険性が高かったため、迅速に作業を行う必要がありました。通常の契約手続きを行う暇がないものに該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

「磯子区ほか1区樹林地安全管理・育成業務委託」（プロポーザル）を契約しており、当該地の状況をよく理解し、迅速な対応が可能なため。

また、横浜市と「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定」

を締結している一般社団法人横浜市造園協会の南区班班長（磯子区の第二担当）であり、緊急対応が可能な人員及び資機材を有しているため。

さらに、当該箇所は急斜面地で道が狭く、高所作業車や通常契約の人力等による作業が困難なことから、ツリークライミングの技術を有している当該業者を選定した。

9 所管課

みどり環境局南部公園緑地事務所